

水道水中における放射性物質検査体制の変更について

福島第一原子力発電所の事故に伴い、川口市水道局独自で水道水中における放射性物質の検査を月1回実施し、現在まで検査体制を維持してまいりました。

平成23年5月から現在まで川口市の浄配水場では放射性物質が検出されていないため、平成28年1月から3ヵ月連続して放射性物質が検出されない場合は、放射性物質の測定体制を見直し、平成28年4月から下記のとおり変更いたします。測定結果につきましては、引き続き、市・水道局のホームページで速やかに公表をしてまいります。

なお、原発による放射性物質の再放出など不測の事態が発生した場合には、迅速に検査体制を見直し、適切に対応いたします。

変更内容

測定場所	変更前	変更後
浄配水場の出口（注1）	月1回	1回/3ヵ月
浄水場の井戸水（注2）	月1回	1回/3ヵ月

注1 浄配水場 上青木浄水場、神根浄水場、新郷浄水場、石神配水場、鳩ヶ谷浄水場

注2 浄水場 上青木浄水場、神根浄水場、新郷浄水場、横曽根浄水場、鳩ヶ谷浄水場